

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市平成27年台風被害等復旧支援資金保証料
補助の区分	利子補給金
補助の概要	平成27年8月に発生した台風15号により被害を受けた農業者が平成27年台風被害等復旧支援資金の融資を受けた場合に農業者の負担を軽減させるため、債務保証の対価として新潟県農業信用基金協会に支払うべき保証料の全部について補助金を交付する。
補助事業者	平成27年台風被害等復旧支援資金の融資を受けた農業者
補助対象経費	平成27年台風被害等復旧支援資金の融資を受けた場合の保証料
類似補助の有無	有
※類似補助金の統合メニュー化	○同種の補助金の統合検討 平成30年異常気象被害等復旧支援資金保証料補助金
補助金額(定額、上限、下限等)	債務保証の対価として支払う保証料(全額)を補助
※少額補助金は廃止	○少額(5万円以下)補助金の理由 貸付限度額2,000万円。融資額によって保証料(0.25%)が5万円以下の少額となる。
補助率等	債務保証の対価として支払う保証料を補助
※補助率は原則1/2以下(市単独の場合)	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由 補助対象が、信用保証料0.25%に対する補助となるため、1/2を超える。
数値目標等	数値化困難
※数値目標の設定検証	○目標に対する費用対効果(計算式) 算出不可 ○目標を数値化できない理由及び他の評価方法 災害からの復旧支援のため、数値目標になじまない。
補助制度開始	平成30年4月1日
見直し時期	令和4年9月30日
補助終期	令和5年3月31日
※サンセット方式の徹底	○終期の設定が3年を超える場合の理由 補助する期間は、農業協同組合が利子補給する期間(5年間以内)とする。
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法(手段) 平成27年9月30日から平成28年3月31日までに融資を受けた農業者が対象となるため新規募集はしない。
事業担当 (担当部署)	農業政策課
(電話番号)	0259-63-5117